

宇土市立網田中学校いじめ防止基本方針

令和3年5月改訂

はじめに

平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」を受けて、同年10月に国が「いじめの防止等のための基本的な方針」を策定した。さらに、同年12月には熊本県が「熊本県いじめ防止基本方針」を策定し、平成26年2月には宇土市が「宇土市いじめ防止基本方針」を策定した。平成29年3月14日「国の基本方針」が改訂され、同月、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が新たに策定された。それに基づき、宇土市は令和2年6月「宇土市いじめの防止基本方針」を改訂した。さらに、令和2年11月の熊本県いじめ防止基本方針の改定に伴って宇土市は令和3年4月に「宇土市いじめ防止基本方針（第3次改訂版）」を策定した。

推進法の規定、国及び熊本県、宇土市の基本方針に則り、これを本校で実現するために、網田中学校いじめ防止基本方針を策定する。

網田中いじめ防止基本方針は、学校が家庭や地域、関係者との連携の下、いじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめへの対処、職員研修の在り方及びいじめ防止対策の年間計画をいう。以下同じ。）を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

1 いじめの定義と基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) 基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

「いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係な生徒はいない」という基本認識にたち、全生徒が安全で安心に学校生活を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を定める。

2 網田中学校いじめ対策委員会の設置

(1) 目的

学校は、いじめに対して組織的に対応するために、いじめ防止対策推進法第22条により、「網田中いじめ対策委員会」を設置する。

(2) 組織の構成

○校長 ○教頭 ○教務主任 ○生徒指導主事 ○情報集約担当者 ○人権教育主任
○学年主任 ○養護教諭 ○心の教室相談員 ○該当生徒担任 ○スクールカウンセラー
○PTA役員（保護者代表）○学校運営協議会委員（地域住民代表）

なお、校内においては、「いじめ対策検討委員会」を置く。また、いじめ、不登校等、様々な生徒の状況について対応する「校内生徒支援委員会」を定期的に開催する。

(3) 外部との連携

網田中いじめ対策委員会は、必要に応じて次の関係機関と連携する。

○宇土市教育委員会 ○宇城教育事務所 ○スクールカウンセラー・SSW
○保育園・小学校 ○警察・学校等警察連絡協議会 ○宇土市青少年センター
○民生児童委員・主任児童委員 ○宇土市福祉課・子育て支援課 等

(4) 活動

① 日常的活動

- ・ いじめ発見アンケートの実施、集計、個別相談、実態把握
- ・ いじめ防止及び効果的な教育相談のための職員研修の立案、実施
- ・ いじめ防止に係る生徒・保護者・地域への啓発
- ・ 実態をもとにした生徒理解の推進

② いじめ事案発生の場合

- ・ 事案に対する事実関係の情報収集・確認と情報の共有化
- ・ 情報収集は情報の窓口を一元化するため情報集約担当者が行う。
- ・ 事案の分析及び課題把握
- ・ 事案解決のための対応策の検討
- ・ 対応方針の決定と解決への見通しの共通理解
- ・ 教職員一人一人の役割の明確化（該当生徒、家庭、学級等への支援体制づくり）
- ・ 家庭や関係機関対応の方策検討や報告・連絡・相談
- ・ 学校で対応できる事案であるか否かの審議・検討と判断
- ・ 校長を中心に全員で協同実践

3 いじめの未然防止のための具体的な取組

いじめ防止対策推進法第16条により、いじめの未然防止、早期発見するための定期的な調査、その他必要な措置を講ずる。

生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ることを前提に、いじめを起こさない学校づくりを進める。

また、これらの取組に際しては、各々の教職員自身が経験を通じて身につけてきたいじめ等に関する判断基準（例えば、その程度であれば我慢すべきとかいじめられる側にも原因が、といった個人により異なる感覚的な見方）が優先されることなく、無条件の受容的態度をもって対応しなければならない。

(1) 分かる授業の実践

- ・ すべての生徒が主体的に参加・活動できる授業の創造
- ・ 教師のコミュニケーション力アップ（伝える力と受け止める力）
 - 伝える力：子どもにわかりやすい説明や指示、子どもの自尊感情を高めようとする配慮や工夫
 - 受け止める力：受容的な態度や表情、子どものつぶやきを拾う感度の見える指導
- ・ 支持的風土を育てる学級集団作り
- ・ 自他を大切に学習規律の徹底

(2) 特別活動（学校行事）…趣旨、目的に向かった活動

行事名	未然防止のポイント	早期発見のポイント
小中合同運動会	・ 共に支え合う仲間づくりの視点で取り組ませる。 ・ 達成感や成就感を持たせ、学級や学年全員でその思いを共有させる。	・ 練習時間の開始前後や休憩時間の様子 ・ 大会当日の応援・待機中の様子 ・ 競技前後の様子
学習成果発表会		・ 練習や準備中の様子 ・ 発表見学中や休憩時間の様子
全校合唱	・ 学校・学級のみinnでよりよい合唱をつくりあげていく実感を持たせる。	・ 練習時・練習終了時の様子 ・ 発表見学中や休憩時間の様子
集団宿泊教室	・ クラスのまとまりができていく実感を持たせる。	・ 活動班編成時の様子 ・ 集合、活動時間の様子
修学旅行	・ 共に支え合う仲間づくりの視点で取り組ませる。	・ 活動班編成や宿舎部屋割り時の様子 ・ 集合、見学・活動時間の様子
生徒会役員選挙	・ いじめのない学校づくりの視点で、学校づくりに参画する意識を持たせる。	・ 選挙活動時の周りの様子 ・ 掲示物へのいたずらがなか
卒業式	・ 支え合ったきた級友への感謝の気持ちを高めていく。	・ 練習時間の開始前後の様子 ・ 練習時間、式中の様子

(3) 特別活動（学級活動）

- ・規律ある集団生活をつくる態度を育成する。
 - 7年生 「学級の組織作り」
 - 8年生 「学級の活動と目標」、「充実した学級生活」
 - 9年生 「思い出に残る学級に」
- ・心身ともに健康に努める態度を育てる。
 - 7年生 「悩みとその解決」、「人と個性」、「自分の特色、友だちの良さ」
 - 8年生 「中学生期の心と体」
 - 9年生 「身も心もすこやかに」

(4) 道徳教育

- ・生命の尊さ、周りの人への思いやりや感謝といった道徳教育の重点目標を基盤にした教育活動を進める。
- ・「いじめをしない」「いじめを許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- ・道徳の時間において、一人一人の思いを交流する活動を展開する。
- ・生徒の心が揺さぶられる教材や資料と出合わせ、人としての「やさしさ」「心遣い」等に触れることによって、自分自身の生活や行動を振り返らせる。
- ・人としての生き方を考える学習の場とする。

(5) 人権教育

- ・いじめは「基本的人権を脅かす行為であり、決して許されない」ことを理解させる。
- ・すべての教育活動で人権教育の視点に立った教育を推進する。
- ・いじめや差別を見抜き、積極的に自他の人権を尊重する生徒、集団づくりに取り組む。
- ・すべての生徒の自己実現のため、学力保障、進路保障に努める。
- ・熊本県人権教育啓発基本計画（第4次改訂版）の趣旨・目的に沿った学習活動を推進する。

(6) 総合的な学習の時間

- ・仲間と協力して学習を進める体験活動を展開する。
- ・異なる考えや他者の意見を受け止める場面を持つ活動を取り入れる。
- ・体験からさらに思考を深めたり、自己を振り返る学習活動を仕組む。
- ・非攻撃的自己主張等のソーシャルスキルの育成を図る。

(7) 部活動

- ・部員の団結を強め、部間の融和・連携を図り、網田中部活動組織の一員であることの認識を深める。
- ・豊かな感性を磨く。
- ・活動におけるマナーを習得し、日常生活等に役立てる。

(8) 保護者・地域との連携

- ・「宇土市いじめ等防止条例」の周知徹底を図る。
- ・学校のいじめ対策の取組について、保護者会や学校だより、学級通信を用いて発信する。
- ・PTA各種会議や保護者会等において、いじめ等の防止について情報を提供し、意見交換する場を設ける。
- ・学校ホームページに、網田中いじめ防止基本方針を掲載し、周知を図る。
- ・いじめに関する相談や情報の窓口を明確にし、保護者や地域からの連絡がすぐに取りれるようにする。

(9) その他の取組

- ・「くまもと携帯電話・スマートフォンの利用5か条」等を活用し、情報安全・情報モラルに関する教育を行い、インターネット等におけるいじめを防止する。
- ・法やルールを守る心や自他のプライバシーを大事にする心を育てる教育の充実を図る。
- ・スクールカウンセラー等を活用し、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目した「ストレス対処教育」に取り組む。

4 早期発見のための取組

(1) 教職員による観察や情報交換

① 授業中の観察ポイント

- ・教師が黒板を向いたときなどに気になる雰囲気になっていないか。
- ・教科書、机等への落書きはないか。
- ・班活動やグループづくり等で一人になっている生徒はいないか。

② 休み時間の観察ポイント

- ・一人になっている生徒はいないか。
- ・悩んだり、怯えているような表情、無表情になっている生徒はいないか。
- ・教室移動時に一人離れたり、遠くから離れて見ているなど気になる点はないか。

③ 給食中の観察ポイント

- ・おかずを極端に多かったり少なかったりつがれていないか。
- ・机と机の間に不自然な隙間はないか。

④ その他

- ・生徒と積極的に触れ合うことにより生徒の様子を注意深く観察する。
- ・日記や健康観察カード等、生徒の気持ちを綴った文章や心やからだの様子で気になることはないか、きめ細やかな把握に努める。

(2) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施

- ・学期毎に「心のアンケート」を実施する。アンケート後に教育相談を実施する。また、必要に応じて実態調査を実施する。
- ・12月には県教育委員会「心のアンケート」を実施する。

(3) 校内点検の実施

- ・校内いじめ対策委員会による校舎内トイレや下足箱、掲示物の点検を行う。
- ・学年部による教室の点検を行い、掲示物や机の落書き、不自然な机や椅子の乱れ等を点検する。

(4) 相談体制の整備

- ・心の教室相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、学校内外の専門家の活用を図る。

(5) いじめ発見チェックリストの活用

- ・学校用（学級担任用、教職員用）：毎学期の「心のアンケート」実施時に配布し、検討する。
- ・家庭用：学期末の学級懇談前に配布する。併せて、いじめ根絶の重要性の啓発を行う。
- ・いじめの早期発見のためのセルフチェックを定期的に行う。

- | | |
|----|--------------------------------------|
| 1 | 朝いつも誰かの机が曲がっていませんか。 |
| 2 | 掲示物が破れていたり、落書きはありませんか。 |
| 3 | 班を作るとき、机と机の間に不自然な隙間はありませんか。 |
| 4 | 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げなどをしていませんか。 |
| 5 | 教職員がいないと、掃除がきちんとできていないことはありませんか。 |
| 6 | 自由にグループ分けをさせると、特定の子どもが残ることはありませんか。 |
| 7 | 些細なことで冷やかしをされたり、冷やかしをするグループはありませんか。 |
| 8 | 学級やグループの中で、絶えず周りの顔色をうかがう生徒はいませんか。 |
| 9 | 自分たちのグループだけにまとまり、他を寄せつけない雰囲気はありませんか。 |
| 10 | 特定の生徒に気を遣っている雰囲気はありませんか。 |

(6) 継続的な指導

- ・いじめが「解消している」とは、少なくとも①いじめに係る行為が止んでいること、②被害生徒の心身の苦痛を感じていないこと、の2つの要件が満たされている必要があることを認識する。
- ・いじめが解消したと見られる場合でも、継続して十分な注意をはらい、折に触れ必要な指導・支援を行う。

(7) ネット上でのいじめへの対応

- ・ネット上での不適切な書き込み等については、継続して十分な注意を払い、必要な指導を行う。また、必要に応じて警察や法務局等関係機関と適切な連携を図る。

(8) その他（「いじめ」と「けんか・ふざけ」を見抜くポイント～偽装や口封じを見破るために～）

- ・当事者間が対等な関係にあるか。
- ・一定のルールがあり、役割交代が見られるか。
- ・行為に楽しさや心の交流が感じられるか。
- ・行為の被害者の様子に変化はないか。
- ・周囲の生徒に、よそよそしさやしらけた雰囲気が感じられないか。

5 いじめ発見時の具体的対応

いじめを認知し、又はいじめの通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織に報告、対応する。その際、いじめられた生徒を守り通すとともに、いじめた生徒に対しては、その生徒が抱える課題や悩みを理解しながら、その生徒の人格の成長のためにも毅然とした態度で指導する。これらの対応に際して、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関や専門機関との連携の下で取り組む。

(1) いじめの発見や相談を受けたときの対応

- ・遊びや悪ふざけ等、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。その後、学級の課題とする。
- ・生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。
- ・いじめられた、あるいはいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ・ささいな兆候であっても、いじめの疑いのある行為には、早い段階から適切に関わりを持つ。
- ・正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する体制を整える。
- ・いじめ対策委員会へ報告する。その後は、当該組織が中心となり速やかに指導・支援体制を構築し、対応の組織化を整える。

(2) いじめられた生徒に対して

- ・正確な情報収集と情報の整理・分析を行う。
- ・安心して相談できる場を設定する。
- ・本人の訴えを真摯に受け止める。
- ・いじめ解決の決意を伝達する。
- ・生徒を徹底的に守る姿勢を示す。
- ・スクールカウンセラー等と連携し、心のケアを行う。
- ・家庭や外部機関等と連携する。

(3) いじめられた生徒の保護者に対して

- ・家庭訪問により誠意ある対応をする。
- ・正確な状況といじめ解消への強い意志を伝え、家庭の協力を得る。
- ・保護者の思いを聞き取り、指導の方向性と解決への見通しを立てる。
- ・指導に関する経過報告をこまめに行う。

(4) いじめた側の生徒に対して

- ・正確な情報収集と情報の整理・分析を行う。
- ・生徒が落ち着いて冷静に自分の言動を顧みることのできる場を確保する。
- ・自らの言動が相手を傷つけていることに気づかせ、反省を促す。
- ・相手の人格や人権を尊重することの大切さに気づかせ、行動化を図る。
- ・自分の長所を再認識させ、それを生かす生活のあり方を確認する。

(5) いじめた側の保護者に対して

- ・電話ではなく、家庭訪問や学校で面談するなどして、直接事実を伝え、生徒指導に対する確実な連携を図る。
- ・複数対応を原則とする。
- ・事実を伝える際は、冷静かつ正確に行う。
- ・保護者と「いじめに対する正しい認識（事実、責任の所在等）」を共有化する。
- ・いじめた側に複数の生徒がいる場合は、それぞれの保護者との間で確実に共通の理解を図る。
- ・いじめられた生徒とその保護者に対して、誠意ある態度や行動を示すよう助言する。

(6) 重大事案への対処

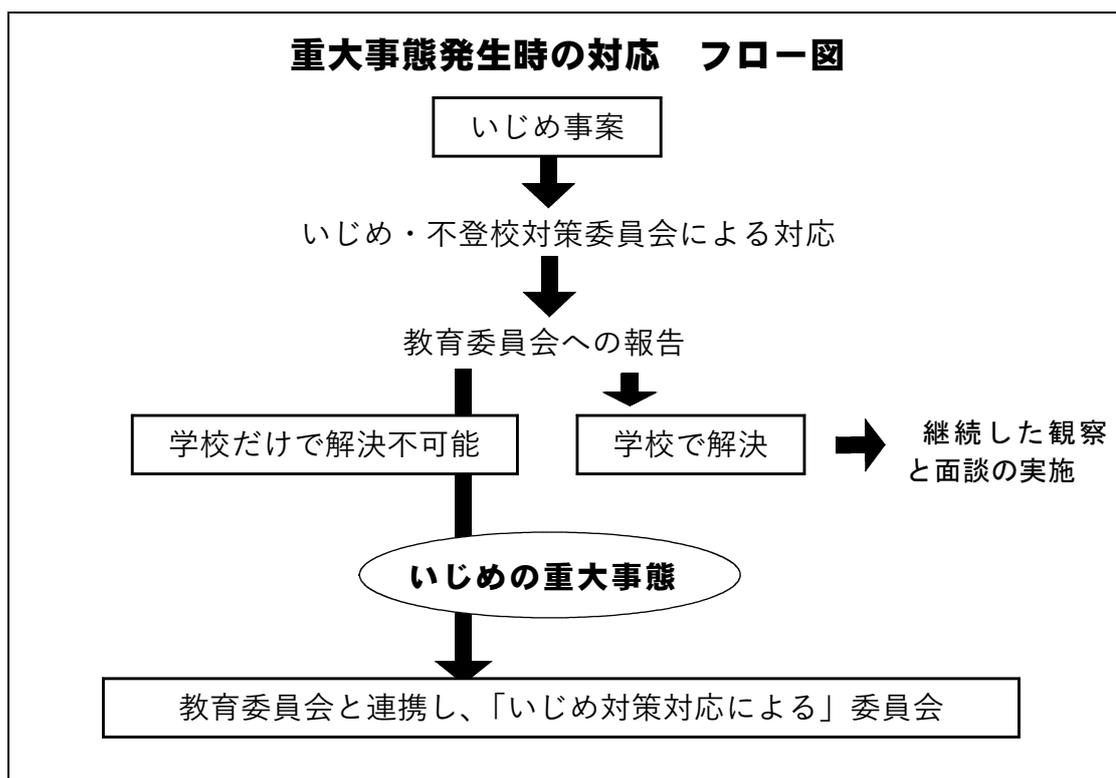
① 市教育委員会へ報告する重大事案の例

- ・生命、心身または財産に重大に被害が生じたり、生ずる恐れがあるとき。（自殺、心身の重大な傷害、金品の重大な被害、精神性の疾患等）
- ・相当の期間、学校を欠席することが余儀なくされる疑いがあるとき。（概ね30日を目安とする。）

- ・ 犯罪行為として取り扱われるべき場合。
- ・ 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

② ①のような事案が起きたとき

- ・ 重大事態が発生した旨を、宇土市教育委員会に速やかに報告する。
- ・ 教育委員会と協議の上、当該事態に対処する組織を設置する。
- ・ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒と保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ・ 事態の関係生徒と保護者への心のケアや落ち着いた学校生活を取り戻すための支援を、スクールカウンセラー等と連携して行う。



(7) 再発の防止

- ・ 事後に見守り活動の継続、いじめ防止等の取組のチェック、いじめへの対処がうまくいかなかったケース等の検証、必要に応じた計画の見直し等をPDCAサイクルで行う。

6 いじめに関する校内研修

(1) カウンセリングマインドの習得

- ・ スクールカウンセラーの協力を受け、すべての職員が参加する研修を設ける。
- ・ 研修内容は、教育相談や日常の授業に役立てられる実践的なものとする。

(2) 事例研究

① 目的

生徒指導に関する教職員の力量を高め、問題行動等の解決に向けた組織的取組を推進する。

② 内容

- ・ 問題行動の要因や背景を明確にし、生徒理解を深める。
- ・ 生徒に対する効果的な指導や支援法を研究する。(ソーシャルスキル、特別支援の手法等含む。)
- ・ 教職員のさらなる共通理解を図り、相互連携を深める。

③ 手順

ア 事例から指導上の課題や問題点を明らかにする。

イ 問題解決のための指導仮説を立てる。

ウ 指導方法を検討する(目標の明確化、行動の変容の支援及び援助、実現可能な目標の立案等)

7 年間計画

4月	学校基本方針の周知と確認、校内研修（生徒理解）、家庭訪問・PTA総会
5月	校内生徒支援委員会、生徒集会、体育大会
6月	校内生徒支援委員会、心のきずなを深める月間、心のアンケート・教育相談、人権学習、7年集団宿泊教室
7月	人権集会、授業参観・親子サミット
8月	校内生徒支援委員会、宇城人研大会
9月	生徒集会
10月	校内生徒支援委員会、心のアンケート・教育相談、学習成果発表会、県人権子ども集会、県人教大会
11月	生徒集会、宇土市学人研授業研究会
12月	校内生徒支援委員会、県心のアンケート、性教育講演会、8年修学旅行、生徒会役員改選、授業参観
1月	学校保健委員会、生徒集会
2月	校内生徒支援委員会、心のアンケート・教育相談、クラスマッチ、授業参観
3月	年間反省